

一般社団法人三重県サッカー協会 定款

第 1 章 総 則

【名 称】

第 1 条 この法人は、一般社団法人三重県サッカー協会と称する。

【事務所】

第 2 条 この法人は、主たる事務所を三重県鈴鹿市に置く。

第 2 章 目的及び事業

【目 的】

第 3 条 この法人は、三重県においてサッカーの普及発展、競技力の向上に関する事業を行うとともに、公益財団法人日本サッカー協会の事業に協力し、もって三重県民の豊かなスポーツ文化を創造し、心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

【事 業】

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーに係わる試合の主催及び公式記録の作成・保存に関すること。
- (2) サッカーに係わる団体及び選手の育成・強化に関すること。
- (3) サッカーに係わる団体及び審判員の登録に関すること。
- (4) サッカーの指導者及び審判員の養成に関すること。
- (5) サッカー技術の指導、調査及び研究に関すること。
- (6) サッカーに係わる広報及び普及に関すること。
- (7) サッカーに係わる競技施設の充実に関すること。
- (8) サッカーに係わる国際交流に関すること。
- (9) サッカーに係わる地域間交流に関すること。
- (10) サッカーに係わる試合の受託運営に関すること。
- (11) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

【法人の構成員】

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

- 2 この法人の社員は、概ね正会員20人の中から1人の割合をもって選出される代議員をもって社員とする（端数の取扱いについては理事会で定める。）。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、6月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする。）。
- 7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第6項の代議員選挙終了の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

11 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、全ての正会員の同意がなければ、免除することができない。

12 その他細則については、理事会にて定める。

【会員の資格の取得】

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

【経費の負担】

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

【任意の退会】

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除 名】

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

【会員資格の喪失】

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第 4 章 会員総会

【構 成】

第 11 条 会員総会は、代議員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

【権 限】

第 12 条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 司法機関の組織及び委員の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の決算報告の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開 催】

第 13 条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の 2 種とする。

2 定時会員総会は毎年 6 月に開催する。

3 臨時会員総会は必要がある場合に開催する。

【招 集】

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 全ての正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

【議 長】

第 15 条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

【議決権】

第 16 条 会員総会における議決権は、正会員 1 名について 1 個とする。

【決 議】

第 17 条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、全ての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての正会員の半数以上であって、全ての正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【議事録】

第 18 条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

【役員の設置】

第 19 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長とし、理事のうち 1 名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 9 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 会長及び専務理事でない理事から、副会長を若干名置く。

【役員の選任】

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

【理事の職務及び権限】

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 副会長は会長を補佐する。

【監事の職務及び権限】

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員の任期】

第 23 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員の解任】

第 24 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

【報酬等】

第 25 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で報酬等として支給することができる。

2 前項の報酬等の金額については、総会で決定する。

第 6 章 理事会

【構成】

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

【権限】

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 会長代行者の選定および解職
- (4) 各種委員会委員長及び委員の承認及び否認

【招集】

第 28 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

【議長】

第 29 条 理事会の議長は、理事会において理事の中から選定する。

【決議】

第 30 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第 31 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 事務局

【事務局】

第32条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、理事会にて選任された事務局長及び会長が任免する職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、有給とする。
- 4 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会において別に定める

第8章 名誉会長、顧問及び参与

【名誉会長、顧問及び参与】

第33条 この法人に、名誉会長1名を置く。

- 2 この法人に、顧問及び参与を置く事ができる。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき、総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、顧問及び参与は、会長及び理事会の諮問に応ずる。

第9章 委員会

【委員会】

第34条 この法人は、事業遂行上必要と認めた場合、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の名称、事務及び組織は、基本規程において別に定める。

第10章 資産及び会計

【事業年度】

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【事業計画及び収支予算】

第 36 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けて、会員総会で報告する。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

【事業報告及び決算】

第 37 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時会員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を備え置くものとする。

【剰余金の分配】

第 38 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 11 章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第 39 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

【解 散】

第 40 条 この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散

する。

【残余財産の帰属】

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

【公告の方法】

第 42 条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

【法令の準拠】

第 43 条 本定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、桑名 聡 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 改正 この規定は、平成 29 年 6 月 24 日（定時総会決議）より施行する。
この規定は、令和 5 年 6 月 17 日（定時総会決議）より施行する。

一般社団法人三重県サッカー協会 倫理規範

一般社団法人三重県サッカー協会

一般社団法人三重県サッカー協会（以下「本協会」という）の、組織運営、諸事業の推進等に関わる全ての関係者は、自らの社会的使命と役割を自覚し、本規範を十分に理解し、実践することにより、社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保するよう努めます。

本規範は、その具体的な行動等について、下記の通り定めます。

なお、本規範に反した行動、行為を行った者は、社会の諸規範、本協会の加盟団体及び選手が属する組織の諸規程に則り、懲罰を科せられることがあります。

1. 本規範の対象者

本規定の対象者となるもの（以下、「役職員、登録者といいます」）は、本協会基本規定及びその他諸規程に定める次の団体及び個人とします。

- (1) 本協会の役職員等（理事、監事、名誉役員、各種委員会委員、職員、業務受託者等）
- (2) 本協会に加盟する以下の団体（以下「加盟団体」といいます）
 - ①加盟チーム
 - ②支部・地区協会
 - ③各種の連盟
- (3) 本協会に登録する以下の個人（以下「選手等」といいます）
 - ①選手
 - ②指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者を指します）
 - ③審判員
 - ④審判指導者
 - ⑤加盟団体の代表者
 - ⑥加盟団体の役職員その他の関係者

2. 行動の基本原則

役職員、登録者等の行動は、次の基本原則に基づくものとします。

- (1) 本協会の使命と役割を自覚し本協会の理念の実現に向け模範的かつ自発的であること。
- (2) 本協会及びサッカー界が社会的責任を負っていることを認識し、広くステークホルダーと協力して、社会からの期待に応えるようにすること。
- (3) 公私を問わず社会的信用の維持、向上に努めるとともに、常に自らを厳しく律し、責任を持って、誠実かつ公正であること。

3. 具体的な遵守事項

役職員、登録者等は、前条に基づき、以下の事項を遵守して行動します。

- (1) 法令等の遵守
日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本協会の定款、基本規程に付随する諸規則等の内部規範、決定及び裁定を遵守します。
様々な規範とは、日本サッカー協会（JFA）が定めるものを指します。
- (2) 人権尊重と差別の禁止
人種、肌の色、民族、国籍、出自、性別、年齢、言語、障がい、性的指向、信条、宗教政治、その他の事由を理由とする国家、個人又は集団に対する差別は行わない。また、人権を尊重し、差別を排除する環境作りに努め、人権侵害や差別に加担するような行為を行いません。
- (3) 適正な経理処理

経理に関し、法令、会計原則、基準、加盟団体及び選手等が属する組織の規則等に基づき適正な処理を行い、金銭等を含む資産の本来の目的外への流用や不正行為、また、他者にそれを強いる行為を行わない、また、それを排除するよう行動します。

- (4) 公正な取引関係の維持
サッカーを通じた活動に必要な物品やサービスの調達にあたり不合理な商習慣を排除し、公正かつ透明度の高い適正な関係を確立するとともにそれを保持します。
- (5) 情報の厳正な管理
業務上やサッカーを通じて知り得た個人情報、機密情報及び非公開情報について、個人や法人の権利を尊重し、厳正に取り扱います。
- (6) 情報の開示と説明責任
本協会、加盟団体及び選手等が属する組織の国内外の幅広いステークホルダーに対して活動状況を適時、適切に開示し、透明性の確保に努めます。
- (7) 自然環境の保全
社会の一員として、自然環境を保全する責任があることを自覚し、地球環境の持続可能性に配慮した活動を継続的に推進し、環境への負荷低減に努めます。
- (8) 地域社会への貢献
サッカーを通じ、より良い社会の実現に向け、国内はもとより国際的にも積極的に地域社会に参画し、友好親善関係を築くとともに、地域社会の持続可能な発展に貢献するよう行動します。
- (9) 試合結果の不正操作の禁止
試合の勝敗について予め取り決めを行う等の不正な試合操作に加担しない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動します。
- (10) ドーピングの禁止
競技の健全な秩序や風紀を乱すドーピング行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動します。
- (11) 違法賭博の禁止
賭博は犯罪であるという認識を強く持ち、違法に金銭を賭ける賭博行為に当たる行為は行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動します。
- (12) ハラスメントの禁止
セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、暴力、誹謗、中傷等、様々なハラスメントを行わない、また、それを排除するよう行動します。
- (13) 違法薬物や問題飲酒行動等の禁止
健康と安全を脅かす大麻、麻薬、覚せい剤等の違法薬物の譲受、譲渡、所持、使用、風紀を乱す問題飲酒行動、飲酒運転、及び未成年者の飲酒・喫煙等を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動します。
- (14) 不正な利得の收受行為の禁止
不当な利益供与を目的とした金品の供与、贈答、接待の授受やその疑いのある行為を行わない、他者に強いない、また、それを排除するよう行動します。
- (15) 私的利益追求の禁止
それぞれが所属する組織の社会的使命と責任を認識し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用しません。
- (16) 反社会的勢力との断絶
市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度を堅持するとともに一切の関係を持ちません。

一般社団法人三重県サッカー協会
2019年6月26日 理事会決定

倫理規範の遵守に関する基本方針

一般社団法人三重県サッカー協会（以下、本協会といいます）に関わる全ての関係者は、『初めてボールを蹴った喜びと驚き、ボールを通して培う「相手を思いやる気持ち」。サッカーを愛する人々が、サッカーを楽しみ、何時も笑顔が溢れる環境を普く築いていくために、倫理規範を遵守する』ことを誓います。

定款第5章第20条、第8章33条、第9章34条において、総会の決議により選任された下記の役員等は、本協会長に対し、倫理規範を遵守することを明記した就任承諾書を記名・捺印の上、提出します。（別紙：様式－1）

対象者

①本協会の役員等

理事・監事・支部代表・種別委員長・専門委員長・他

別紙（様式－1）

就 任 承 諾 書

（西暦） 年 月 日

一般社団法人三重県サッカー協会

会 長 岩 間 弘 様

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

私は、2020年5月 日開催の総会の決議により一般社団法人三重県サッカー協会の _____ に就任することを承諾いたします。

なお、就任に当たり、一般社団法人三重県サッカー協会の理念の追求に邁進し、本協会「倫理規範」を精読し、遵守に努めることを誓約いたします。